## 第二章 け 口 ] る 農 7 業 帝 の 玉 抑 崩 壊後、 圧 旧 体制下 の 彐 ]

口

ツ

パ

に

お

ゲ ル 7 ン諸族とスキタイ系諸 民族 が 口 1 7 帝国 西 方 の 属州に侵入すると、 略奪と暴

五

民族 栄した西欧の地域は深 K よって都市と田園 の首長や有力者は国土の大半の土地を手中に収め、 の交易は い貧困と荒廃に沈んだ。 断 たれ、 町 は 捨てられ、 この混乱は数世紀に及んだ。 田 あるい 田は荒り は力ずくで奪った。 れ 口 1 マの支配下で繁 この間、 多く 諸

が 誰 か 0 所有となり、 その大部分は少数の大地主に集中した。 は

耕

されないままだったが、

耕地も荒地も、

持ち主のない

土地はほとんどなく、すべて

分割を妨げ、 が て小区画に再分割され、 未耕地 の 初期! さらに不動産の永代保有(エンテイル)の採用が、 囲 い込みは重大な害をもたらしたが、 短命 の悪で終わりえた。ところが、長子相続制 本来なら相続や譲渡を通じて、 処分や譲渡による細 が 継 承 分による Þ 分

ども全員に等しく分けるのが自然である。 もし土地を、 動産と同 じく、 ただ生活と楽しみ 父は、 すべての子の暮らしと享受を同じよう いのため の手段と考えるなら、 相 続 は子

第二章

化までも封じてしまった。

法者、 ある。 実に区別できるのは性別と年齢だけであるため、ふつうは男子が女子に先立ち、ほ に根づいた。 判断で戦を起こした。 継がせるのが妥当だとされた。 続でも長幼や男女の区別はなく、 もとづく安全を分割で弱めないため、全体を子の一人に引き継がせねばならないからで にさらしたのである。こうして長子相続の法は、すぐにではないが、やがて土地 えられる保護は、その規模に依存した。 い、小作人はその臣下のような立場にあった。彼は平時には裁判官、場合によっては立 だけでなく、 に大切にする、 のない明らかな違いにもとづく一般原則で定めるべきだとされた。 そして、 戦時には軍の指揮官となり、 建国直後を除けば君主制が一般にそうなるのと同じ理屈で、王権とそれに 権力と保護の土台でもあると理解されるようになると、 と考えられるからだ。実際、 その大きな優先権を誰に与えるかは、 だからこそ、土地という家産の安全、 無秩序の時代には、大地主は小さな君主のようにふるま 動産の分配と同じように扱われた。 隣人に対して、ときには主君に対してさえ、自らの 分割は力を弱め、 ローマではこの考えが採用され、 功績のような不確 分かれた各部分を近隣 すなわちそこに住む人に与 分割せずに一 だが、 家族のなかで確 かな差ではなく、 土地が生計 土地 心の相続 内の侵入 人に かが の相

同じなら年長者が年少者に先立つ。ここに長子相続、すなわち直系による継承の起こり

が

あ

で は 法 は エ つくられたときの理 1 力 1 の 所有者でも十万 由 が 失 工 わ 1 ħ ても、 力 1 の 所 長く残ることが多い。 有者でも、 所有的 権 の安全は 今日 の 同  $\exists$ 1 じように 口 ッ パ

守られてい の Ĺ い制度として重んじられ、 る。 それでも長子相続の慣行は、 今後も世代をまたいで残り続けるだろう。 家の格式や序列意識を支えるのに最も都 だが、一 人の

す 子だけを富ませ、 るものは な ( J ほ か の子をみな貧しくしてしまうこの制度ほど、 多子世帯の実利 に反

制 あ ( J 度である。 は代々の当主の軽率や不運によって、 つ エ た。 ンテイル 口 1 目的 マ (永代保有・譲渡制 に にはこの は、 直系の継承を守り、 制度はなく、 限 不分割) 口 定められた系統の外へ流れ出るのを防ぐことに ーマ法の代置 家の本来の財産が、 は、 長子相続の考えから自然に生まれ (substitutiones) 贈与 遺贈 やフィデ 譲 イ あ コ る た

の言葉づか 大きな地所が小さな公国のように機能していた時代には、 で飾ろうとする傾向が、 スの法学の 部には見られる。 エン テイル (永代保有 譲

フラン

渡 制限) にもそれなりの道理があった。 ( ) わば 13 くつか の君主国の基本法にならい、

3

第二章

3

ス

(信託遺贈)

\$

エンテ

イルとは別

かのもの

である。

それでも、

近代の制度を古代

13

が、 今日 君主国よりも厳しくこれを制限してきたが、そこですら完全には廃止されてい 貧困のため嘲笑の的とならぬよう、さらに特権を与えるのが当然だとされてきた。 任に貴族の出自を要件とする国々では、 五百年前に亡くなった人の思いつきに従わせようとするからだ。それでもエンテイルは、 その産物について、それを所有し、利用し、処分することを自ら決める等しい これほど非合理な制度はもはやない。 コ グランドのコモン・ローはパーペチュイティ(永続的拘束)を嫌い、 と栄誉を独占する特権を保つために不可欠だとされ、すでに不当な優位を占める身分に、  $\exists$ い」というきわめて不合理な前提に立ち、今を生きる人びとの財産の処分を、ときには 人の気まぐれや浪費が、 1 ットランドでは、 いまなお厳しいエンテイルの下にあると見積もられている。 ロのヨ <sub>□</sub> ッ パの多くの国でなお尊重されている。 | 口 ッパでは、 国土の少なくとも五分の一、場合によっては三分の一を超える土地 地所の大小にかかわらず、 数千人の安全をおびやかすのを何度も防いだからである。 というのも、 その傾向が強い。 とりわけ、 法が等しく所有を保護する。 エンテイルは 文武の栄誉や高 そこでは、 「各世代には、 貴族が国家の高位 ヨーロ い官職 ッパのどの 権利が 大地 ゆえに、 イン の就 だが ス な

このようにして、広大な未耕地は特定の家に囲い込まれ、将来にわたる再分割の道も

5

が

改良にどれほど不利かは一

目でわか

る。

心 に

を 広

け

有

の 61

周

げ 邸 た大地 示さな でも、 井 ろから心を奪われ、 b 小さな利 だと考えがちである。 心 的 ほ とは、 を向 趣 宅や生活 四、 れ ぼ な は無秩序 ば 味を満たす装飾 永 毎年 所が今も残るが、 61 十分 <del>Т</del>. ける余裕 遠 益 百 たとえ質素であ に 現在 閉ざされた。 の エ 0 の余剰は、 の支出が収 の 積 嵵 1 カー み上げ 代には、 b が の連合王 進 なか その ま を、  $\sim$ 古くか ぬ 向 採 に つ 入に並ぶ これ 改良後 うち 好み 細 彼ら 玉 か ってもまれだ。 算 た。 ところが、 いやす 心 Ö 0 つは自領 が土 法と秩序 両 に Ō 取 5 らを近隣 の地 地 破 注意が要るが、 れ か上回って、 の 61 る土 域 産 地 地改良のやり方にもそのまま表れる。 に す 所を改良するより、 土 価 の うると知っ が整っ 衣装や馬具 の は、 の十 地改良には、 防 地 こ の 小 衛 をうまく改良できる大地主はまれ 倍 Þ 地 封 主や もの ため 隣地 投資に回す資本が生まれ 建 ŋ たのちでさえ、 生まれ な 的 彼らの 小農の が 費用で美化し、 無 への勢力拡大に追 馬車、 秩序 ほ 5 な か 所 関 が 新 ほ の の 時代以来 邸宅や調度の 心は、 商 たに 有と比べれば、 か らの富豪がその資質 多く の 61 方法 と 同 土地を買 必要性 同 、は意欲、 じく、 に じ手法を全地 わ は 同 な ħ 彼ら 瀟 ほ 0 ( V 61 も才覚も乏しく 大規模な所 家 洒 薄 細 増 耕 で と んど関 さに ずほ あ は 仮 が 作 61 か 持 邸 利 を備 な K や改 ち続 宅 所 幼 潤 節 う 倹 が える 約 良

約

と 得

ょ

ŋ

ح

封

建

良は、 農具のすべてを主人が負担する、主人自身の事業であり、 各地に今も残り、漸進的な全廃が及んだのは欧州西部および南西部の属州にほぼ限られ 与えられるのは、 げることができた。 び付けられ、土地とともに売られることはあっても、単独で売られることはない。 0 有者自身が自家の隷属民を使い、 は 主人が傷害や殺害に及べば処罰されたが、 は主人の同意の下で認められ、 さらには西インド植民地よりは穏やかと見なされた。彼らは主人その人よりも土地 小作人で、多くは事実上の奴隷とされた。 |財産を持つ権利がなく、得たものはすべて主人のものとされ、 隷属は、 大地主に土地改良を期待できないなら、 さらに乏しい。 口 シ ア、 日々の糧だけである。 ゆえに、この奴隷による耕作と改良は、本来、 ポーランド、 旧来の欧州では、 のちに夫婦を別々に売って婚姻を壊すことも禁じられた。 自分の土地を占有して耕作していたのである。 ハンガリー、ボヘミア、 結局、 土地の占有者は総じて領主の意のままにされる その刑は多くの場合軽かった。 ただしその奴隷制は、 その配下で土地を占有する人びとに望める改 この仕組みでは、 利益も主人に帰した。 モラヴィア、そしてドイツ 名目上も実質上も、 主人は 古代ギリシャや 費用 · 種子· いつでも取り上 他方、 この 奴隷 家畜 彼 口 婚 に結 1 5 種 所 に に

る

ローマ帝国崩壊後、旧体制下のヨーロッパにおける農業の抑圧 ほ 結局は暴力でしか引き出せないからである。古代イタリアでは、 < ように、 B ( J P つ ど穀物作は後退し、 食べ、できるだけ少なく働く」に尽き、 られた五千人の非生 る。 そう薄 大地主 結 アリストテレスもまた、 局 ほとんど無限に広く肥沃な領土が要ると述べた。 に は 大規模な改良を望みにくいうえ、 最も高くつくことを示してい 各国 の 歴 主人にとって不採算になったと、プリニウスとコル 更は、 産的な戦士と、 奴隷労働 プラトン その妻子や召使いを養うに が見か る。 『法律』 生活費を超える労働は本人の が比上 労働 財産 の理 を奴 を持てない者 は生活維: 公隷 に 想 国 2頼る体質 家に 持費だけで済 触 の には、 利害は 耕作が奴隷経営に移る れ 制 では、 バ 玉 利益 防 むように見えて ピ 「できるだけ多 そ ĸ メラは記 口 ン 必要と見積 にならず、 の望みは の

平

原

の

して

培 が た E ちである。 人は驕りを覚えると支配を好み、 にはそれ 法が許し、 が 難 砂 糖 L 事 61 P ,業がその費用 タ バ 穀物を主とする英領 コ の 栽 培 は、 に耐えられるかぎり、 目下に頭を下げて説得することを何より嫌う。 奴隷 植民地 耕 作 の では、 コ ス 1 作 ic 自 業 耐 由雇 えら の大半を自 用より奴隷使役が れ るが 由 民 現 が 代 担 . の穀 選 ح た 物 ば 栽 れ 0

7

0

保有数がさほど多くなかったからであり、

もし資産の中核を占めてい

れば、

合意は

到

第二章

~

シ

ルベニアのクエ

1

カ

1

派

が黒人奴隷

か 一

斉解放を決議できたのも、

もともと奴

隷)人口の比率は、タバコ植民地よりも砂糖植民地のほうが高くなる。 隷耕作の費用を賄え、とりわけ砂糖は余力が大きい。その結果、 底得られなかっただろう。これに対し、 より一般に高く、タバ でもその大部分が奴隷の手に委ねられる。 コも砂糖には及ばないが穀物よりは高 砂糖植民地では作業のすべてが、タバコ植 西インドの砂糖園の利益は、 61 白人に対する黒人(奴 そのため、 欧米 61 の 他 ずれも奴 !の耕! 民地 作

場合、その資本は地主に戻された。 はこの制度は早くに廃れ、対応する英語名もほとんど残らない。 きを差し引いたのち、地主と小作人で折半する。小作人が自ら去るか退去を命じられた 種子・家畜・農具など耕作に必要な資本一切を供給し、収穫は資本維持に要する取り置 ばれる層で、 古代の奴隷耕作に代わって現れたのが、フランスで「メタイエ(分益小作人)」と呼 ラテン語では「コロニ・パルティアーリイ」と称された。イングランドで この制度では、 地主が

得られない奴隷には、 取るため、総収量が増えるほど自らの取り分も増える。 決定的な違いがある。 分益小作人が耕す土地は、 維持分以上の生産を抑え、労を避けようとする誘因が働く。 分益小作人は自由民として財産を持て、 奴隷耕作と同様、 実質的な費用負担は地主に帰する。 他方、生活維持を超える利益 収穫の一定持分を受け おそ しか が

教会はな

自

隷

属 権

は 能

の

を 次

は

姿を消

ら

くこの

因

が

進

ば

9

とにとどまり、

そこへ自己資本を上乗せする動機は生まれない。

フランスでは国土の六

c J

な

61

地

でさ

小作

農夫というより領主の代官に近かったと述べる古いイングランドの小作人も、おそらく テナント)と呼ばれる。 分の五がなおこの形態にあるとされ、 回したがる」と嘆く。 この種の小作はスコットランドにも残り、 運搬の稼ぎは小作人の総取りだが、 さらに、ギルバート主席判事やブラックストン博士が、 地主は「メタイエは地主の家畜を耕作より steel-bow tenants 耕作の利益は折半だからであ (スティ Ì ル 運搬 ボウ に

これに類する。

も単一の巡回裁判(アサイズ)の不確かな評決に左右されにくい明渡訴訟 耕作し、 か 救済は十分でなく、 っても新たな買受人が現れれば、イングランドでは、擬制手続であるコモン・リカ 0 かし占有の安全は長らく乏しく、今なお欧州の多くで不安定である。 せて回収できる見込みが立つ場合もあり、追加改良に資本を投じる合理性が生まれる。 分益 によって合法的に退去を迫られることがあった。 小作ののち、 ヨーマンが比較的尊重されたイングランドですら、占有を直接回復でき、 地主には定額の地代を払う。 土地への復帰が認められないことも多く、 きわめてゆっくりと、 年限付き賃貸借を得れば、 本来の農場主が現れた。 地主に暴力で不法に追 損害賠償も実損を埋 満了前に十分な利潤 彼らは自家 契約期間中であ 13 (ウリット 出され の資本 しか 立めな ても IJ で

11

弱められ、

相続人は長期リー

スを設定できず、しばしば一年を超える契約さえ禁じら

第二章 P 多くの 相当の終身借地 ばしばテナント名義でイジェクトメントを用いるに至った。 ごろである。 0 を守る法律は、 られる。 な改良の利益を取り上げられまいと期待できる慣行は、 ら テナントの権利の安全性は所有者に匹敵する水準に達した。さらに、年額四十シリング 求める際、 オブ・イジェクトメント) 制定法として導入された。 私 尊重を受けた。 今日 の 知  $\stackrel{\cdot}{\exists}$ 1の英国 自作農に親和的なこれらの法と慣習は、 1 る 本来 かぎり、 7 この救済があまりに有効であったため、 ン いがこの 英国に特 はフリー のウリット の繁栄に大きく資した可能性が 無契約 相続 種 のフ ホー 有である。 人や買受人など、 が整 の土 オブ・ しかし、 リー ルドと見なされ、 土地にテ 1, 朩 ライトやウリット・ 1 スコットランドでは、 実効を持ちはじめたのは、 その効力はエンテイル ナント ルドを持っ どのような承継 が建物を建て、 借地人に下院議員 あ たため、 Ź 国内で自賛される通商規制 後代の実務では地主が オブ・ 欧州ではほぼイングランド 人に対 政治的な重みを背景 かくしてイングランドでは、 几 地主の名誉を信じて、 (永代拘束) エ 几 ヘンリー 九年にジェ の しても ントリーではなく、 選挙権が与えら 七世 長期 によって大き の総和 占有 1 治 の う賃貸借 に地 世 ムズ二世 回 + れ より ic 復 重 主 几 限 要

か

を

年

れ ンドより弱く、 F, -では、 た。 近年の議会法でこの拘束はやや緩んだが、 借地権に下院議員の選挙権が付かないため、 そのぶん地主の扱いも見劣りする。 なお過度である。 自作農の政治的影響力は さらにスコットラン イングラ

当な重荷を強いた。これに対しスコットランドでは、リースに明示されない役務を一括 自身の長期的利益をそこなうことを見抜けなかった。 歴史的に欧州の立法は地主が主導し、 近年は二十七年へ延長されたものの、 0 11 はならない、という発想である。だが、この近視眼は、 づくられた。 められてきたが、保護期間は依然として短い。フランスでは賃貸開始から九年が通例で、 慣行に委ねられた。 欧 、州の他地域でも、 農場経営者(テナント) しかもその多くは契約に明記されず、 すなわち、 その結果、 相続人や買受人からの退去要求に対してテナントを守る趣旨は認 先代が結んだリースが、現所有者の長期的な土地利用を妨げて は地代に加え、 負担はほとんど恣意的になり、 土地法は彼らの考える「地主の利益」 大規模な改良投資を促すにはまだ不十分である。 厳密な規則にも拠らず、 地主への多くの役務を負うこととされて 規制が改良を抑え、 借地人に煩わしさと不 荘園や男爵領ごと に沿 結局は地主 にって形

て廃止し、ここ数年で自作農(ヨーマン)の境遇は大いに改善した。

第二章 を助 手 完全に廃した欧州 に見なされる。 土 向 帰 で け の 地 を出さなくなる。 見込み利潤へ課税するため、 馬 では 結 けるの 自作農に課される公租 作農に を借 疫 が け いは、 車・ るの やがて自家 な はその典型である。 はほとんど不可能である。 ŋ ίĮ 食糧 を嫌 玉 ħ 課された公的 に ば課税対象とされるゆ 玉 こうした屈辱を、 γ, より を供給しなければならなかった。 王 0 の君主国は英国だけであり、 の収入を削ることに気づか たとえ資本が手元に積み上がっても、 軍 強制 その一方でテナントへのタリッジ 勢や王室、 の度合 役務 は、 これは農場に投入された元手 私的 \$ 農民は資本を小さく見せ、 13 紳士も資本を持つ市民も受け入れない。 官吏の 私的 な夫役に劣らず不規則で重かった。 は違うも え、 L か 役務に劣らず恣意的であった。 課税される者は紳士どころか もこの税 行が Ŏ ō, フランスとドイツでは今も存続し 通 なかった。 この御用調達 は名誉を損なう烙印 過するときに 今も各地で続い (tallage) タイユのためにそれ 耕作への支出を絞り、 (ストック) フランスに今も残るタ は、 ぺ を安易に容認 て ーヴェ 調達官 € √ 都 諸侯 街道 ともな る。 を基準に、 市 市 以は自然 イヤンス) が定め その結果、 L の 建設 り、 民よりも か を土 腹 b 改良に で君 てい た価 ž 他 イ そ 地 維 人の れ

ユ の 主 を

格

持 だ

外部の資本も近づかない。

イングランドでかつて

土

下

共和政でも、 この層はイングランドでは他 各地の大規模農業資本の多くは農業内部で(おそらく産業の中で最も遅い速度で) 業改良へ向かう資本の流れは細い。 地主が自作する土地と比べて改良は遅れがちである。 じ経営でも資本の伸びは鈍る。 されてきた。 の資本家が上位の地位を捨てて下位へ移ることは稀であり、 た職人より低く置かれ、 きたからだ。 金で商う商人が自己資金で商う商人に劣るのと同じである。 が自由と安全を与えても、 般的だった什一税や十五分の一税も、 このように抑 農民の水準はイングランドに劣らぬと言われる。 さらに身分の面でも、 それでも改良の主役は、 圧が重なる状況では、 まして大商人や大製造業者には遠く及ばない。 彼らには構造的な不利が残る。 この欧州 農地でも同様に、 イングランドは他国より流入が多いとされるものの、 農場主は地主に及ばず、 君主国より厚い。 土地占有者に大きな改良を求めるの 小規模な土地所有者に次い 土地に関するかぎりタイユと同質であった。 地代が収穫の多くを吸い上げるため、 本来なら、 オランダおよびスイス・ベ 農場主と地主の 利子が利益を削るぶん、 当世の欧州でも他業か 欧州の多くで自作農は優 その取り分を再投資で で、 富裕な大農であり、 そのため、 対関係が は難 は L ル 蓄積 いら農 ンの 相 同 入 法

欧 州の旧来の政策は、 地主の自作であれ小作経営であれ、土地の改良と耕作に逆風 で

法や、 輸 ある。 の肥沃地であり、 ほ あ 出 ぼ 普遍的。 た。 0 市場 すでに述べたとおり、 般禁止 理 な禁制 由 定期市 は二つある。 に国 当時 があったこと。 の特権が、 は世界帝国の中心であった古代イタリアの耕作すら妨げられた。 引 第一 0 輸出の禁止に外国産穀物の輸入奨励が重なって、 抑 に、 穀物だけでなく多くの農産物の 第二に、 特別な免許がなければ穀物を輸出できないとい 買い占め・ 転売・先買いを禁じる不合理な旧 国内取引を縛ったことで

欧州

随

耕

· う、

作 意欲がどれほ ど挫 内 か れ 取 たか は、 庄 推 まで加われば、 して知るべしである。 より痩せた土地や条件の劣る地 域 の